



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年 6月23日金曜日 第1771号

◇ 目 次 ◇ 規 則

違法駐車車両の移動を行った場合に負担金として納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則..... 539

告 示

指定医療機関の業務の廃止の届出..... 539
指定自立支援医療機関の指定..... 539
肥料登録有効期間の更新..... 539
保安林の指定の解除..... 540

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 540

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令..... 540

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... 540

任 免 辞 令

公営企業任免辞令（3件）..... 541

正 誤

平成18年 6月 6日付け県報第1766号愛媛県告示第 884号（鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の指定に関する公聴会の開催）中..... 541

規 則

○愛媛県規則第43号

違法駐車車両の移動を行った場合に負担金として納付すべ

き金額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年 6月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

違法駐車車両の移動を行った場合に負担金として納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則

違法駐車車両の移動を行った場合に負担金として納付すべき金額を定める規則（昭和61年愛媛県規則第25号）の一部を次のように改正する。

本則中「第51条第18項」を「第51条第15項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第 940号

身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第13条の6第2号の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の業務を廃止した旨の届出があった。

平成18年 6月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	廃止年月日
愛媛県立北宇和病院	平成18年 3月31日

○愛媛県告示第 941号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成18年 6月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の住所及び氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
鬼北町立北宇和病院	北宇和郡鬼北町大字近永455番地 1	北宇和郡鬼北町大字近永800番地 1 鬼北町長 松浦 甚一	腎臓に関する医療（更生医療）	平成18年 4月 1日

○愛媛県告示第 942号

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成18年 6月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成24年 6月 27日	愛媛県第1208号	炭酸カルシウム肥料	くみあい粒状苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 く溶性苦土 10.0	公定規格のとお	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1446番地 2
平成21年 6月 27日	愛媛県第1209号	混合石灰肥料	くみあい粒状土壌改良用混合石灰	アルカリ分 50.0 く溶性苦土 10.0	公定規格のとお	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1446番地 2

平成21年6月24日	愛媛県第1218号	混合石灰肥料	くみあい粒状土壌改良用混合石灰30	アルカリ分45.0 く溶性苦土10.0	公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1446番地2
------------	-----------	--------	-------------------	------------------------	----------	--------------------------------------

- 解除に係る保安林の所在場所
西条市荒川字下ノ平乙102の1、乙102の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第943号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年6月23日

愛媛県知事 加戸守行

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年6月23日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年6月12日	NPO法人 杉の子	大田 千枝子	喜多郡内子町小田43番地1	この法人は、障害のある人が自分らしくあたりまえに地域で生活することを支援するため、障害のある人の社会参加促進に関する実践活動、障害のある人に対する地域住民の理解促進活動等を行いながら、地域福祉の向上、発展に寄与することを目的とする。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第5号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年6月23日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表1 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号）の項専決事項の欄中第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- 第10条第1項の規定による裁定申請の受理
- 第12条第1項の規定による仮給付金の支給の決定

別表2の1の(2)の表犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）の項専決事項の欄中「第17条」を「第19条」に改める。

別表2の2の(3)の表犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の項専決事項の欄第1号中「第18条第1項」を「第20条第1項」に改め、「給付金」の下に「又は仮給付金」を加え、同項同欄第2号中「第18条第2項」を「第20条第2項」に改め、「給付金支払請求書」の下に「又は仮給付金支払請求書」を加え、同項同欄第3号中「第21条第2項」を「第23条第2項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成18年6月23日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

- 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - 選挙権を有する者の総数 1,213,313
 - 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,267
 - 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 268,886
- 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
松山市	414,860	135,810
今治市・越智郡	153,134	51,045

ページ	箇 所	誤	正
512	右列 上から2行目	「午前10時」	「午後1時30分」